

議 事 録

会議名	寒川町国民健康保険運営協議会第5回会議		
開催日時	平成26年2月14日（木）午後1時から午後3時00分		
開催場所	議会第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>出席者：</p> <p>（委員）熊澤委員、羽廣委員、菊地委員、井上委員、細川委員、黒澤委員、早乙女委員</p> <p>（事務局）佐野部長、福岡課長、三橋主査、磯崎主査、早乙女主任主事</p> <p>欠席者：玉井委員、木島委員</p> <p>傍聴者：1名</p>		
議 題	<p>1 平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算について</p> <p>2 平成26年度国民健康保険事業特別会計予算について</p> <p>3 国民健康保険料の不納欠損について</p> <p>4 国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>5 重要な審議事項の報告（案）について</p>		
決定事項	<p>議題1～4 了承</p> <p>議題5 応能応益割合を明記し、文章表現については正副会長に一任</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>会 長：それでは、平成25年度寒川町国民健康保険運営協議会第5回会議開催します。本日が今年度最後の会議となります。議事録承認については井上委員にお願いします。</p> <p>議題1について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局：【平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算について説明】</p> <p>会 長：質問ありますか。ないようですので、補正予算案については了承されました。</p> <p>続いて議題2について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局：【平成26年度国民健康保険事業特別会計予算について説明】</p> <p>会 長：質問ありますか。</p>		

委員：その他繰入金について、地方単独事業による国県の交付金減額分は2,900万円が影響額の全額か。

事務局：26年度予算については、地方単独事業の影響を受け減額される分の実績額を計上しました。

委員：12月議会で、小児医療の拡大の話があったが、それについて反映されているか、その時に補正対応か。

事務局：2,900万円の中には含まれていない。小児医療拡大の際の影響額は、対象者が少ないことや、実際にかかる医療費が不明なため、実績額で計上していきたい。今まで地単影響額が繰入れなかったが、新たに算定されたということ。

委員：実績ベースで27年度予算に繰入金計上という理解。財政調整基金を5,500万円取り崩すが、26年度末残高はいくらか。また、理想の基金確保額はいくらか。

事務局：財政調整基金の額は自治体の考え方によりますが、県の調整交付金の加算ポイントとなる額は、過去3年間の医療給付費平均の5%で、これは、寒川町では約1億8千万円。現在はこの額を上回っていますが、医療費が高騰した時のために2億円以上あったほうが望ましいと考えます。

現在の基金残高は約4億円。26年度末見込みは約3億5千万円です。

委員：制度改正についての広報費用は計上してあるか。

事務局：周知については、広報、ホームページ、納入通知書と同封チラシ（自前印刷）を考えている。

委員：24年度決算時、保険料を高く取り過ぎた感があったが今年度はどうか。

事務局：保険料は、医療費の実績を歳出見込みとして算出しており、結果として繰越金が多くなったことは、歳入の前期高齢者交付金の増などによるもので、全額保険料をもらい過ぎたということではありません。

委員：職員給与費は、国保業務に携わる何人分の給与か。

事務局：8人分です。

会長：よろしければ、26年後予算については了承とします。それでは、議題3について事務局より説明をお願いします。

事務局：【平成25年度国民健康保険料の不納欠損処分について説明】

会 長：質問ありますか。

委 員：滞納繰越分の収納率UPについて、収納対策課で行っているとのことだが、どのような連携方法か。また現年度の収納について、どのように力を入れているか。

事務局：収納対策課への移管案件は、現年のないもののみで、現年附帯は保険年金課で徴収対応しています。連携については、重複案件は町としての滞納金額を見た上で、分納や強制徴収を行っている。

委 員：重複案件の場合、町として、料より税を優先して取る考えがある中、収納対策課との調整なされているか。

事務局：現状は調定額に基づき、年額を超える収納をお願いしており、一概に税優先ということではなく、滞納金額により按分することもある。料は時効が2年だということも考慮している。

委 員：資格証、短期証とは何か。

事務局：資格証は、寒川町国民健康保険の資格があることの証明になり、保険診療を受けられるが自己負担は10割になり、町に請求すれば7割返還となるもの。短期証は期間を区切ることにより納付交渉の機会を増やすもので、6ヶ月の有効期限のものです。

委 員：欠損額が減っているということは、資格証・短期証の発行が減っているということか。

事務局：資格証・短期証交付は、滞納者への接触の機会を増やし、次の滞納につなげないための対応です。

委 員：皆保険というが、健康保険に加入せず、10割負担した人の資格は遡れるのか。

事務局：以前の保険資格喪失日まで遡って国保に加入となり、保険料は徴収権がある2年分遡って負担となります。医療機関に10割支払ったうちの7割分の請求権も、時効が2年のため、支払った翌日から2年過ぎれば戻りません。

委 員：収納率UPはいいことだが、資格証・短期証の交付数は増えているのか。

事務局：今年度、証更新に合わせ「滞納者の被保険者証の取扱に関する要綱」に基づき適正に交付した結果、交付数は増えました。

委 員：高齢者や自営業者、低所得者が多い中、短期証・資格証が増えている実態ということですね。

事務局：資格証を交付したままではなく、納付交渉の機会をふやし、状況の把握、今後の納付計画等聞き取りの上、資格証から短期証へ、短期証から通常証への切り替えを行っています。

委員：悪質な滞納者に対し、差押えを行うと厳しい処分だが悪質とはどのようなことか。

事務局：払える資力があるにもかかわらず、保険料を納めない人に対し、強制処分を行っており、資力の無い人には差押えは行っていません。給与の取立可能額が法律で定められており、収入に対しこの金額を徴収できるという話をしながら取立を行っている。

委員：差押え件数は増えているのか。

事務局：件数は昨年度よりは減っています。

会長：よろしいですか。それでは、議題4について事務局より説明をお願いします。

事務局：【国民健康保険条例の一部改正について説明】

会長：質問ありますか。

委員：7割軽減はなくなるのか。

事務局：7割軽減は変わりません。

会長：よろしいですか。次に議題5について事務局より説明をお願いします。

事務局：【重要な審議事項の報告（案）について説明】

会長：質問ありますか。

委員：賦課割合について明記した方がいいと思う。

事務局：平成26年度中に条例改正となるため、来年度の早い段階で賦課割合が決まればとも思います。

委員：賦課割合まで含めて議論を進めてきたので、曖昧にすべきでないと思う。町民の意見を聞く場としてこの審議会があるのだから、この報告を尊重して欲しい。

委員：審議会の意見として、50:50にすると決めたのだからそこを理事者に報告すべき。

会長：賦課割合は、応能応益割は50:50、均等割平等割は被保険者数:世帯数の割合で33:17とすることについても報告していくことでよろしいですか。

文章表現については正副会長に一任ということで、委員の皆さんに提示させていただき、意見等無ければ報告という形で進ませていただきます。

会 長：それでは、その他について事務局お願いします。

事務局：【70歳代前半の被保険者の一部負担金軽減特例措置見直しについて説明】  
【国保データベース（KDB）システムに関する個人情報保護審議会について説明】

会 長：質問ありますか。

委 員：国保データベースシステムとは、行政側が情報を提供し、町の施策の展開につなげていくというものか。

事務局：統計データは町の保険事業に、個人データは保健指導事業に活用していきたい。  
最終的には国保だけでなく、他保険者等にも広くつなげていくねらいがあります。

委 員：国のねらいは。

事務局：国会でも、医療費削減に役立てたい考えです。

委 員：最終的に医療機関どうしのデータのやり取りができるシステムになるといい。データの蓄積、医師会との調整、研究、これから進めて欲しい。

事務局：現在、保険者と連合会との契約で、保険者以外の閲覧は不可です。

委 員：データを活用するための運用について国でもきっちり話し合っていて欲しい。

事務局：市町村国保については、データの集約等スムーズに行くよう連合会に委託しており、そのデータを活用できる。今後は他医療保険者についても同様のシステムになっていくと思われます。

委 員：医療機関への情報開示は可能か。

事務局：個人情報や画面の開示はできませんが、会議等で当家情報を使用することは可能です。

委 員：医療機関用の広報などは考えているのか。個人情報を扱うことで、患者から質問があった場合にメリット面の説明ができるようなものが欲しい。

事務局：基本的には国保連合会に広報を要望します。

委 員：個人情報の開示については、慎重にお願いしたい。

委 員：もともとレセプトデータのやり取りは診療報酬を決めるために行っているもので、そのデータの別活用についての個人情報どう取り扱うか。

事務局：保険者が保険事業の一つとして、診療報酬明細書を活用することは、個人情報の目的外利用にはならない。

	<p>これを、健康課に提供し、健康指導に活用することが目的外利用という考えになります。</p> <p>委員：医療費削減のためにレセプト内容の分析をすとか、過去の病歴を健康指導に活用するということは、どこかに書いているのか。</p> <p>会長：国保連合会のデータを、行政が、住民サービスや地域福祉向上のために利用するのはわかるが、個人情報が出ることに對して抵抗感がある人はいると思う。その目的が、被保険者のためであるということを理解してもらうことが大事。どういう趣旨でやるのか、広報の仕方が重要と思う。広報の方法が決まったら、当協議会に報告していただきたい。</p> <p>会長：それでは、今年度の協議会は最後となります。来年度も同じメンバーで開催となりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>事務局：来年度第1回は料率について、5月末頃の予定です。</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度 3 月補正（案）</li> <li>・平成 26 年度国保事業特別会計の概要</li> <li>・平成 25 年度国民健康保険料の不納欠損処分について</li> <li>・国民健康保険料の限度額見直し及び低所得者に係る保険料軽減の拡充</li> <li>・平成 25 年度寒川町国民健康保険運営協議会重要な審議事項の報告（案）</li> </ul>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>早乙女 昭                      井上 裕之</p> <p style="text-align: right;">（平成 2 6 年 2 月 2 6 日確定）</p>